

## メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導の実施対象者）の減少率

### 1 本計画におけるメタボリックシンドロームの取り扱い

#### メタボリックシンドロームの普及・定着

近年、「メタボリックシンドローム」の考え方が導入され、生活習慣病の発症や重症化を予防するうえでの目安として有用であることから、一般に広く浸透しつつあります。

メタボリックシンドロームを分かりやすく言うと、内臓脂肪の蓄積をベースに高血圧や高脂血症、糖尿病といった生活習慣病が重複して現れた状態であり、それぞれが治療を要しない程度の異常でも、複数重なると動脈硬化等が促進され、心疾患や脳血管疾患等の発症のリスクが高くなります。

県民がメタボリックシンドロームの考え方を上手に取り入れて、自らの健康管理を主体的に行えるよう、行政や関係機関等が環境を整備していくことが重要な課題となっています。

#### メタボリックシンドローム診断基準と特定保健指導対象者階層化基準との差異

我が国におけるメタボリックシンドロームの診断基準は、日本肥満学会など関係8学会により定められていますが（27頁「参考2」参照）前述した特定保健指導対象者の選定・階層化基準では、早期に健康阻害の兆しを見つけるために、この診断基準に上乘せして、血糖については空腹時血糖値100mg/dl以上またはヘモグロビンA1c 5.2%以上とし、腹囲が基準以下（内臓脂肪型肥満でない人）でもBMI 25以上で血中脂質や血圧、血糖にリスクを有する人は実施対象者に取り込んでいます。

#### 本計画におけるメタボリックシンドロームの定義

本計画では、メタボリックシンドロームが普及しつつある現状を踏まえて、メタボリックシンドロームを前面に出しながら、特定保健指導の基準との整合を図るため、特定保健指導の実施対象者のうち、積極的支援レベル、動機づけ支援レベルの人を、それぞれメタボリックシンドローム該当者、予備群と取り扱うこととします。

### 2 数値目標

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導の実施対象者）の減少率

平成24年度において、特定保健指導が必要と判定された対象者が、平成20年度と比べて **10%** 以上減少することを目標とします。

### 3 目標値の設定の考え方

医療費適正化基本方針（案）に示された「参酌標準」に即して設定します。

#### 【参酌標準】

平成20年度と比べた、平成24年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導の実施対象者）の減少率を、10%以上の減少とする。

この目標は、長期的には平成27年度末時点で平成20年度当初と比べて25%以上減少という目標を踏まえたものである。